

自立支援法におけるユーザーの 生活影響統計調査と 支援のあり方研究

NPO法人

全国精神障害者ネットワーク協議会 調査研究会

徳山 大英

山梨 宗治

<http://www.zenseinet.com/>

精神医療ユーザーアンケート調査概要

1 研究目的

本研究は、精神障医療ユーザー自身の視点からユーザー自身の生活ニーズ調査を全国に実施し、その中の調査の中、「精神病患者が望む生活の実現」に向けた、当事者主体の支援というものを検討することを目的とした統計調査研究である。

2. 研究対象と方法

調査対象：精神医療ユーザー3,000人

(回答者・回収率 1049名 35.0%)

調査方法：全国の精神障害者自助グループへ郵送にてアンケートを配布

調査期間：2006年7月15日～8月31日まで

(薬物療法における影響調査と同時実施)

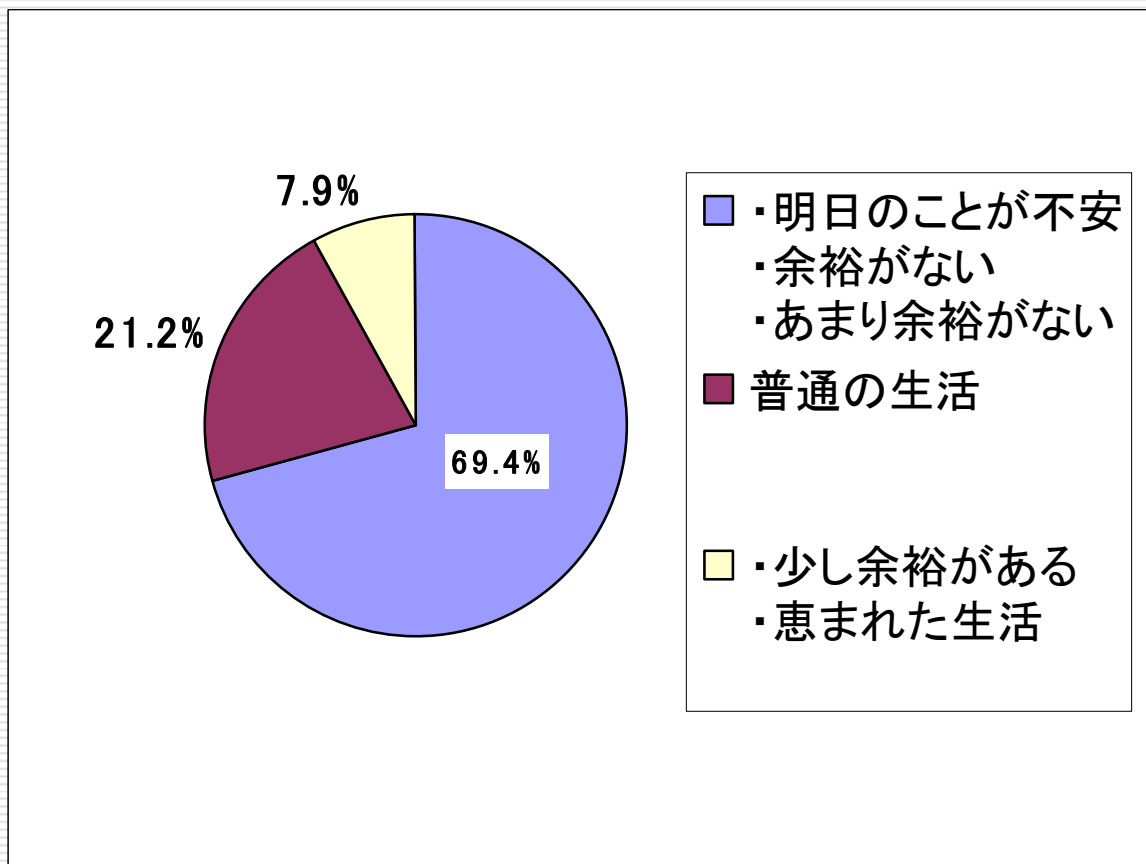
自立支援法と経済状態

- 精神障害者一般は生活に余裕がない。
 - 69.4%の利用者は生活困窮状態。
-

Q36.今の自分の生活(経済状態)についてどう思いますか。

n = 995 (不明を除く)

三つの要素に 分類する。



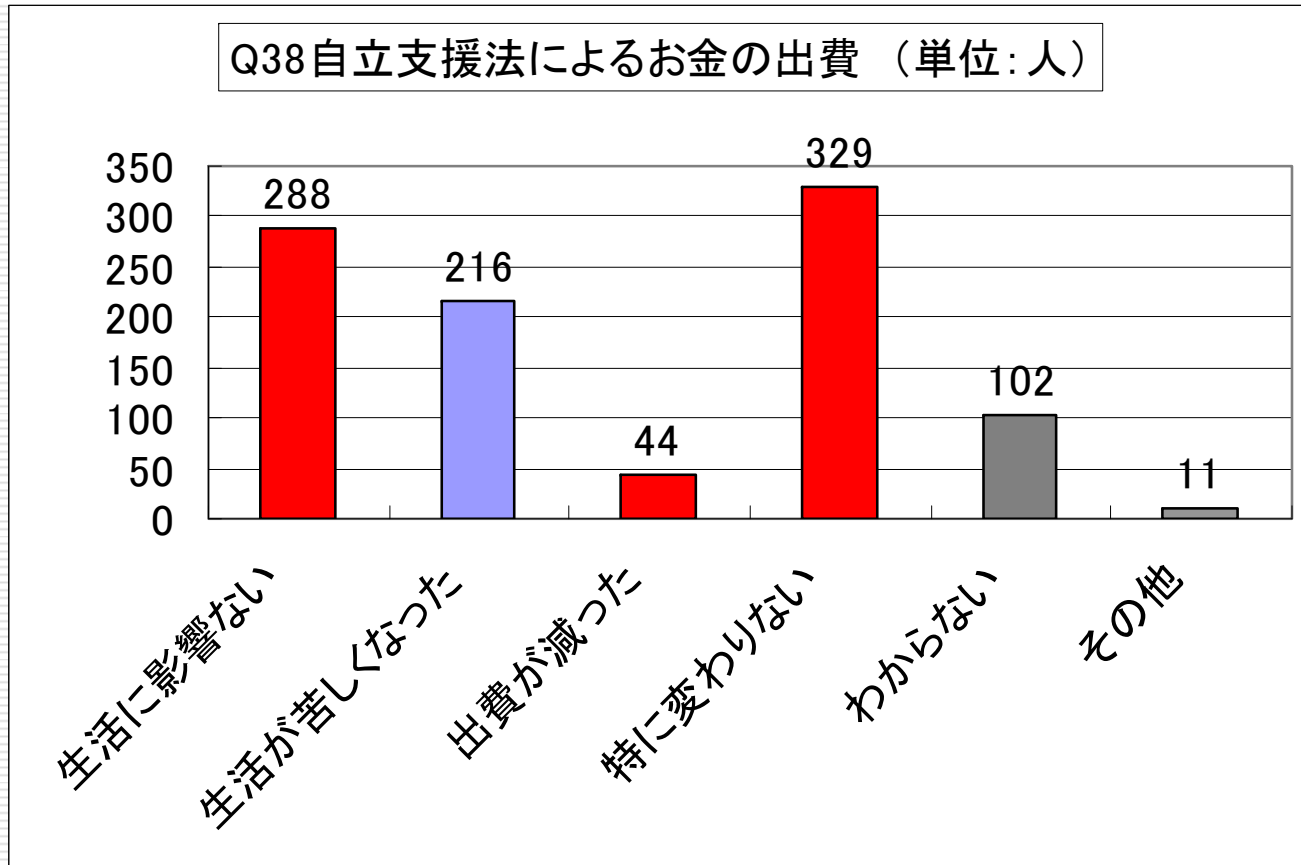
自立支援医療の中のデイケア増加傾向について考える。

- 自立支援医療に変わっても医療費の出費は確かに増加しているが生活の影響はほとんどない。作業所に比べてデイケアが利用しやすくなっている。

➤ 表参照

◆ デイケアのメリットが強くなった。

自立支援医療における出費の変化



Q50. 自立支援法ができてよかったことは？ (記述式回答の複数ある意見の例を引用)

- 自立支援法の前はデイケアの食事代と診察、薬代を含めて、月8,500円ぐらいかかった。

 - 自立支援法になってから、食事代も含め全部で月2,500円で済むようになった。

 - ◆ 食事代は自立支援法に変わって実費負担。
-

記述式回答の分析

- 1049名中、記述式回答者に548人が本音を書き、記述式回答が本調査報告書の半分以上を占めた。

【記述式の質問内容】

- Q49. 障害程度区分認定を受けた感想・意見
 - Q50. 障害者自立支援法ができたことでよかったことがありますか？
 - Q51. 障害者自立支援法では就労を強調しています。あなた自身は就労についてどのように思っていますか？
 - Q52. 障害者自立支援法についてのご意見をお書きください。
-

Q51.障害者自立支援法では、就労を強調しています。あなた自身は就労についてどのように思っていますか？

(記述式回答をカテゴリー分類した再集計表)回答者数 548人

カテゴリー分類項目	回答者	%	新カテゴリー分類	%
就労者	21	3.8%	就労している	3.8%
就労希望者	77	14.1%	就労したい	19.9%
金銭・パート正・社員等	32	5.8%		
社会復帰施設	33	6.0%	社会復帰施設を利用している・利用したい	6.0%
就労非希望者	50	9.1%	就労したくない	9.1%
周囲の反対	14	2.6%	就労できない	57.2%
働く環境	74	13.5%		
社会理解	40	7.3%		
年齢	14	2.6%		
能力	14	2.6%		
体力・体調	29	5.3%		
不安・自信	6	1.1%		
再発・病状	66	12.0%		
国策	56	10.2%		
肯定・否定	22	4.0%		
合計	548人	100.0%		100.0%

問題提起

Q51. 障害者自立支援法では、就労を強調しています。あなた自身は、就労についてどのように思っていますか？

(記述式回答:カテゴリー社会理解)

- 「働く」というのが金銭を受け取るための作業だという意味であれば、**体調が一定**しない私を雇ってくれる企業は皆無。しかも、「精神当事者」が**法定雇用率**に算定されるようになったのが今年の4月からで、**1週間に20時間以上**でないポイントがつかないとなると、ハードルは物凄く高い。働くためのサポート体制が整っていない以上、無理に働く必要は無いし、対価として障害年金を取得するのは当然だと思う。

<カテゴリー: 体力体調>

- 今は無理に働くことはないと思っている。怠けているのではなく、働けないのです。何度か就労にも挑戦してみましたが、仕事の流れが読めない、庇ってもらい、ミスの後始末をしてもらうのが心苦しい。疲労がたまる一方で、どんどん苦しくなる。病状も悪化するといった具合で、リタイアしてしまいます。就労が困難だから“障害”な訳で、贅沢はできなくても、そこ、そこ余裕のある生活が可能な額の年金が“障害者”には必要だと思います。あるいは、週3日、1日4時間でもちゃんとした年金や社会保障のある正社員といった制度があれば、これまで就労が困難だった多くの人も働けるようになるのではないかと思います。簡単で短い時間ならできる。
-

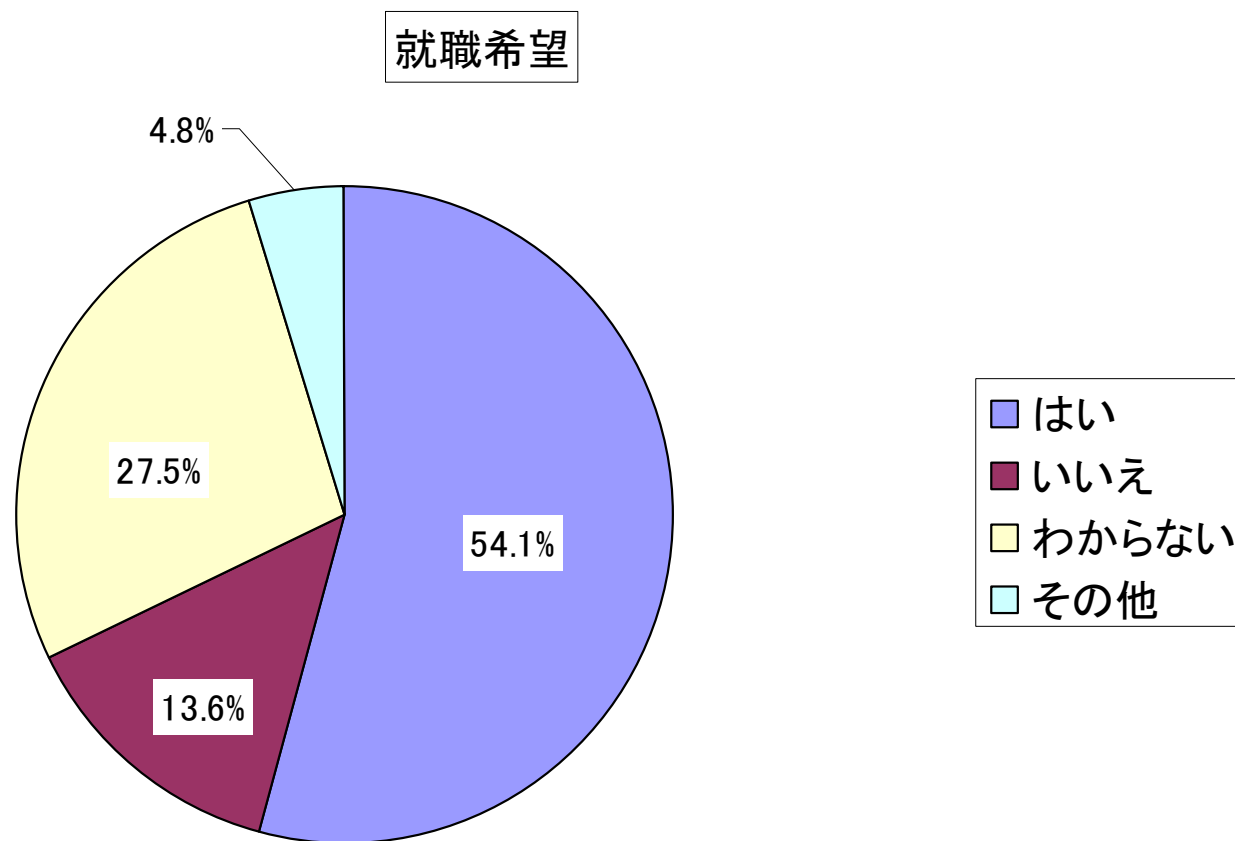
社会理解による就労が進まない

主な環境要因<カテゴリー:社会理解>

- 医師に一生働くのは無理と言われたので、働く気はない。(医療)
 - 病気、障害についての理解のある事業所が少ない。短時間で働ける仕事がなかなか無い。(事業所)
 - まだ障害者には会社の偏見が強い、障害者を使うところは少ない。(社会偏見)
 - ハローワークでは病気のことを書いて就職希望をしたら、すんなりいかなかった。(行政)
-

Q57.現在、定職についていない方のみ、お答えください。

あなたは、就職したいですか？（n:796人）2005年調査より抜粋
・就職希望者は、54.1%(431人)いた。

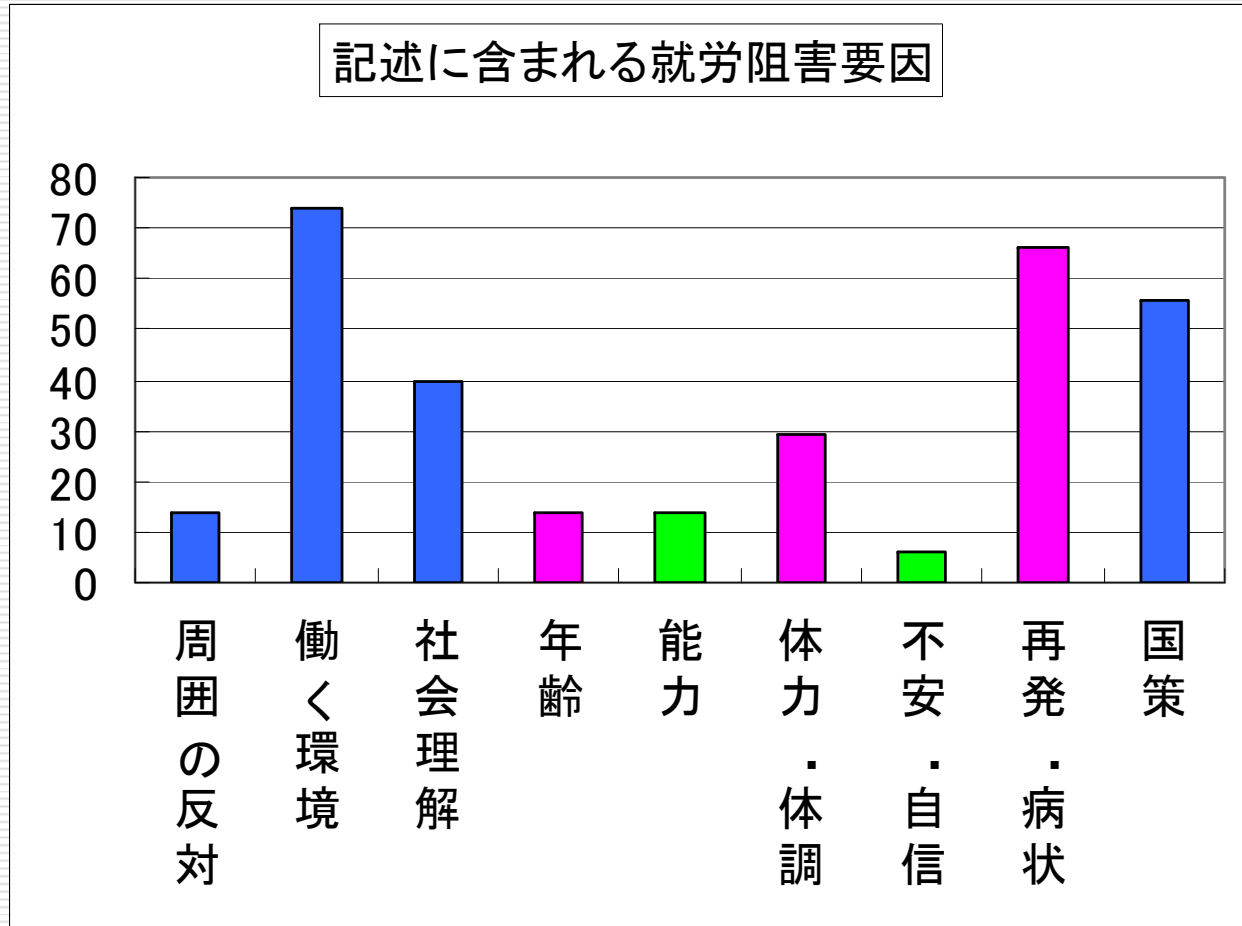


記述にある就労に関する阻害要因

- 就労したいユーザーが進まない主な原因
 - 社会理解環境要因 = ユーザー素因には解決難しい。
 - ユーザー素因 = 素因に求めても解決できない。
 - ユーザー素因 = 環境要因により変わる。
-

記述式回答中

【就労したくても就労できない原因を含むカテゴリー分類】



就労促進の支援のため仮説

□ 社会理解(精神医療ユーザーへの偏見)

- 就労困難といわれている人も環境要因がよければ、就労が可能な人がかなりいるのではないかと考えられる。
- 専門家の固定観念＝社会阻害要因

□ 法定雇用率の対象は週20時間以上のハードル

- 法定雇用率がユーザーの個々の能力を基準としていないのではないか？
- 回答者24人が雇用時間を問題視している。
短時間就労・簡単な仕事＝現在能力に見合った仕事

◆ 就労促進の支援の今後あり方の提案

- 当事者力と専門家が協働し社会理解の獲得。
 - 法定雇用率における障害程度区分に応じた、適応時間の分割化。
-